

奈良市公報

第 282 号

平成24年7月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

告 示

○一般競争入札の実施..... 2

○総合評価落札方式一般競争入札の実施..... 2

○一般競争入札の実施（2件）..... 3

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始..... 5

○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出..... 5

○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出..... 5

○生活保護法の規定による医療機関の指定..... 6

○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の許可の申請の概要..... 6

○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出..... 7

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定..... 7

○一般競争入札の実施..... 8

○開発行為に関する工事の完了..... 9

○放置自転車等の保管..... 9

○奈良市議会定例会の招集..... 9

○住居番号の設定..... 9

○放置自転車等の保管..... 10

○開発行為に関する工事の完了..... 10

○奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定..... 10

○放置自転車等の保管..... 10

○生活保護法の規定による施術者の指定（2件）..... 10

○奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する告示..... 11

○道路の位置指定..... 11

○地縁による団体の認可..... 11

○徴収事務の委託..... 11

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定..... 12

○放置自転車等の保管..... 12

○障害者自立支援法に規定する指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなされた事業者..... 12

○障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の廃止..... 14

○障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス

事業者の指定.....	14
○放置自転車等の保管.....	15
○平成24年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達.....	15
○指定代理納付者の指定.....	15
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出.....	15
○生活保護法の規定による医療機関の指定.....	15
○街区の区域の変更.....	16
○生活保護法の規定による施術者の指定.....	16
○奈良市職員健康診断等助成金交付要綱.....	16
○一般競争入札の実施.....	18
○総合評価落札方式一般競争入札の実施（2件）.....	19
○一般競争入札の実施.....	20
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出.....	21
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定.....	21

公 営 企 業

○一般競争入札の実施.....	22
○宿直窓口収納業務の委託.....	22
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（2件）.....	22
○奈良市水道局職員等健康診断等助成金交付要綱.....	23
○一般競争入札の実施.....	25
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定.....	26

選 举 管 理 委 員 会

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等.....	26
○公職選挙法の規定による本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表.....	26

農 業 委 員 会

○農地部会の招集.....	28
---------------	----

規 則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第50号

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和41年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第4常時介護を要する状態の項目「104,530円」を「104,290円」に、「56,720円」を「56,600円」に改め、同表

随時介護を要する状態の項中「52,270円」を「52,150円」に、「28,360円」を「28,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る介護補償の額について適用し、施行日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

(平成24年6月1日掲示済)

告 示**奈良市告示第343号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路改良工事(下狹川町地内・東部第109号線他)ほか23件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。(特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格)

2社又は3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準を全て満たすもの

であること。

- (1) 平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
 - ア 代表者(監理技術者を1名以上専任で配置)
 - (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - (ウ) 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - イ 代表者以外の構成員(1名以上専任で配置)
 - (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (イ) 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - (ウ) 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

奈良市役所 入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年6月1日掲示済)

奈良市告示第344号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。

詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。

平成24年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 西消防署庁舎建設その他工事
(2) 工事場所 奈良市鶴舞西町3142番62
(3) 工期 契約の日から平成25年6月28日まで
(4) 工事概要 建築主体工事一式
 外構工事一式
 電気設備工事一式
 機械設備工事一式
(5) 予定価格 385,120千円（消費税及び地方消費税を除く。）
(6) 調査基準モデル型算出価格 337,032千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その構成員が次の各号に定める基準をすべて満たしているものであること。

- (1) 平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
(2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がAに格付されていること。
(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
 ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）
 (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
 イ 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置）
 (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 (イ) 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
(7) 技術提案書の提出

入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。

ア 施工計画について

イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年6月1日から平成24年7月24日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年7月25日 午前9時30分

以下省略

（平成24年6月1日掲示済）

奈良市告示第345号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成24年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 マンホールポンプ設置工事（公2）柏木町地内
(2) 工事場所 奈良市柏木町地内
(3) 工事期間 契約の日から平成25年3月22日までとする。
(4) 工事概要 真空式下水道施設工事 1式
 真空式汚水ポンプ 2基
 ポンプ制御盤 1面
 中継局設置 1箇所
 付帯工 1式
(5) 予定価格 107,918千円（消費税及び地方消費税を除く。）
(6) 最低制限モデル型算出価格 96,084千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、機械器具設置工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における機械器具設置工事の総合評定値が1000点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (2) 平成9年度以降(過去15年間)において、真空式下水道施設工事の機械器具設置工事及びその制御盤を一体として整備する工事(設計図書の条件を満たす工事)で地方公共団体・特殊法人・独立行政法人・国の出先機関の発注工事に係る工事を元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る。)としての施工実績を有する者
- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア 機械器具設置工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者(指導監督的な実務経験者)であること。
イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成24年6月1日から平成24年7月12日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室
平成24年7月13日 午前9時30分

以下省略

(平成24年6月1日掲示済)

奈良市告示第346号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成24年6月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 工事名 特別史跡・特別名勝 平城京左京三条二坊宮跡庭園保存整備に伴う復原建物屋根修理工事
- (2) 工事場所 奈良市三条大路一丁目5番地の37
- (3) 工事期間 契約の日から平成24年12月26日までとする。
- (4) 工事概要 屋根工事一式
直接仮設工事一式
解体撤去工事一式
廃材処分費一式
- (5) 予定価格 78,040千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 67,283千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、建築一式工事又は屋根工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすこと。
- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における建築一式又は屋根の総合評定値に該当する者であること。
- (2) 告示日以前において、国指定の重要文化財・史跡・名勝のいずれかにおいて、今回の桧皮葺屋根葺き替え工事と同等あるいは、それ以上の水準・規模の施工実績を有する者であること。
- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア 一級建築施工管理技士、実務経験者(屋根工事業)又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
平成24年6月1日から平成24年7月12日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年7月13日 午前9時45分

以下省略

(平成24年6月1日掲示済)

奈良市告示第347号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成24年6月1日から2週間、本市建

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
敷島幹線-143	奈良市秋篠三和町二丁目906-34	奈良市秋篠三和町二丁目430-70
敷島幹線-144	奈良市秋篠三和町二丁目906-34	奈良市秋篠三和町二丁目870-24
敷島幹線-145	奈良市秋篠三和町二丁目906-22	奈良市秋篠三和町二丁目906-34
敷島幹線-146	奈良市秋篠三和町二丁目870-22	奈良市秋篠三和町二丁目870-16
敷島幹線-147	奈良市秋篠三和町二丁目870-22	奈良市秋篠三和町二丁目870-6
敷島幹線-148	奈良市秋篠三和町二丁目906-22	奈良市秋篠三和町二丁目870-22
敷島幹線-149	奈良市秋篠三和町二丁目906-22	奈良市秋篠三和町二丁目906-22
敷島幹線-150	奈良市秋篠三和町二丁目878-2	奈良市西大寺北町四丁目882-2
敷島幹線-151	奈良市西大寺北町四丁目891-1	奈良市秋篠三和町二丁目906-22
敷島幹線-152	奈良市秋篠三和町一丁目420-19	奈良市秋篠三和町一丁目409
西大寺南幹線-255	奈良市青野町185-2	奈良市青野町185-1
平松幹線-98	奈良市平松二丁目246-2	奈良市平松二丁目246-1
奈良幹線-135	奈良市大安寺西三丁目280-3	奈良市八条四丁目636-1
奈良幹線-136	奈良市八条四丁目636-1	奈良市八条四丁目638-1
都跡幹線-335	奈良市法蓮町360-6	奈良市法蓮町368-3
都跡幹線-336	奈良市法蓮町382-2	奈良市法蓮町366-2
帶解幹線-225	奈良市田中町607-3	奈良市田中町624-5
帶解幹線-226	奈良市田中町607-3	奈良市田中町607-1
帶解幹線-227	奈良市田中町607-3	奈良市田中町609-7
帶解幹線-228	奈良市田中町624-5	奈良市田中町625-3

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成24年6月1日掲示済)

奈良市告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成24年6月1日

公共下水道管理者 奈良市

奈良市長 仲川元庸

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成24年6月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

奈良市秋篠三和町二丁目、秋篠三和町一丁目、青野町、平松二丁目、大安寺西三丁目、八条四丁目、法蓮町及び田中町の各一部

平成24年6月1日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
吉井薬局	奈良県奈良市都祁白石町2480-1	平成23年8月8日

(平成24年6月1日掲示済)

奈良市告示第349号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定

奈良市公報

平成24年7月1日
(日曜日)

第282号

により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月1日

奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	イオンスーパーセントラル大安寺店薬局	奈良県奈良市南京終町一丁目128-1	平成24年3月17日
新	ザ・ビッグエクストラ大安寺店薬局	奈良県奈良市南京終町一丁目128-1	

(平成24年6月1日掲示済)

けいはんな訪問看護ステーション	奈良県奈良市二名三丁目952-2	平成24年3月31日
-----------------	------------------	------------

(平成24年6月1日掲示済)

奈良市告示第351号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請がありましたので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示します。

なお、当該申請に際し添付のあった当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から3週間奈良市環境部環境政策課（奈良市二条大路南一丁目1番1号）において公衆の縦覧に供します。

平成24年6月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 申請人の住所及び名称並びに代表者の氏名
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局
奈良市水道事業管理者 職務代理者 業務部長 中林哲彦
- 2 工場又は事業所の名称及び所在地
奈良市水道局 緑ヶ丘浄水場
奈良市奈良阪町

奈良市告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年6月1日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
---------	----------	-------

3 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 71の4に掲げる産業廃棄物処理施設	
型式	加圧脱水方式	
能力	汚泥処理量 73.4 m³/日 (1,542 t - DS / 8 h)	
工事着手予定年月日	平成24年7月	
工事完成予定年月日	平成28年3月	
使用開始予定年月日	平成28年4月	

4 特定施設の使用の方法に関する事項

使用時間間隔	断続的 8時間	
1日当たりの使用時間	8時間 (8:30~17:00)	
使用の季節的変動	なし	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常
	濁度	5 mg/l
汚水等の量 (m³/日)	通常	最大
	40 m³/日	40 m³/日
備考	処理水は全量着水井へ返送	

5 汚水等の処理の方法に関する事項

型式	加圧脱水方式
構造	鉄骨A C L造
能力	1.542 t - D S / 日
処理の方式	加圧脱水方式
使用時間間隔	断続的 8 時間
1日当たりの使用時間	8 時間 (8:30~17:00)
使用の季節的変動	なし
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	1.542 t - D S / 日 全量有償売却

6 排出水の汚染状態及び量に関する事項

排出水の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度 (pH)	7.0	
	生物化学的酸素要求量 (B O D) (単位 mg / l)	2.5	7.5
	化学的酸素要求量 (C O D) (単位 mg / l)	2.9	6.4
	浮遊物質量 (S S) (単位 mg / l)	5	30
	窒素含有量 (単位 mg / l)	1.6	3.2
	燐含有量 (単位 mg / l)	0.02	0.04
排出水の量 (m³ / 日)	通常	最大	
	307	340	
備考	施設の老朽化による更新のため、特定施設の更新前後で排出水の汚染状態及び量は変わらない。		

(平成24年6月1日掲示済)

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

奈良市告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

平成24年6月4日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	訪問介護センターなにわ	奈良県奈良市押熊町1279-1 藤松ハイツ102	有限会社浪花企画	
新	訪問介護センターなにわ	奈良県奈良市押熊町1279-1 -2F	有限会社浪花企画	平成24年3月20日

(平成24年6月4日掲示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

奈良市告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

平成24年6月4日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護サービスゆうか	奈良県奈良市今市町361-6	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年3月31日 平成24年3月31日
株式会社結加	奈良県奈良市今市町361-6		
ハッピーガーデンヘルパー ステーション	奈良県奈良市六条二丁目9-39	居宅 訪問介護	平成24年6月1日
有限会社京西ハッピーサー ビス	奈良県奈良市六条二丁目7-7		
ハッピーデイガーデン	奈良県奈良市六条二丁目9-39	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成24年6月1日 平成24年6月1日
有限会社京西ハッピーサー ビス	奈良県奈良市六条二丁目7-7		

(平成24年6月4日掲示済)

奈良市告示第354号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年6月4日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 件名
情報系及び基幹系端末機器等の賃貸借
- (2) 内容
 - ① 調達する端末機器
 - ・ノート型パーソナルコンピュータ 一式
 - ・省スペース型デスクトップパーソナルコンピュータ 一式
 - ・レザープリンタ（リコー社製IPSIO SP 6210） 一式
 - ・その他関連機器
 - ② 端末機器の設定作業
端末初期設定、クライアント設定（展開スケジュール等調整作業含む。）、端末機器等の設置、ネットワーク接続、動作確認、端末台帳作成等
 - ③ 端末機器等の保守
端末機器等の保守（オンラインを含む。）
- (3) 端末機器の納品に関する条件等
別紙1「端末機器等仕様書」のとおり
- (4) 端末機器の型式・規格・性能等
別紙2「端末機器明細書」のとおり
- (5) 契約形態

賃貸借契約

- (6) 契約条項
別添「情報系及び基幹系端末機器等の賃貸借契約書（案）」のとおり
- (7) 賃貸借契約期間
平成24年8月1日から平成29年7月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (8) 設定作業完了期限
平成24年7月31日
- (9) 設置場所
別紙3「設置場所一覧」のとおり
- 2 同一単価による別契約の締結
落札者は、別途、本入札における端末機器の月額単価と同額で別紙4「共同調達一覧」に記載の賃貸借契約を締結すること。調達する端末機器、設定作業、保守・サポート及び納品に係る条件等は本書記載の内容と同様とする。
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成24年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目（第1～第3希望）のうちいずれかの業種が「(Q)賃貸」の「(1)賃貸」、又は「(S)電算業務」の「(2)電算機器関係リース」として登録されている者で、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
 - (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律

第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 過去2年間に、国・地方公共団体等に対して、同等数の端末機器の保守契約の実績があること。

4 入札説明書等を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成24年6月4日(月)から同年6月15日(金)まで
- (2) 場所 <http://www.city.nara.lg.jp/>
<奈良市総合政策部情報政策課ホームページ内>

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 平成24年6月22日(金)午後1時30分から
- (2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札
- (3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 入札室

以下省略

(平成24年6月4日掲示済)

奈良市告示第355号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年6月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年2月21日 奈良市指令都整開 第11A-35号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年6月4日 第1302号
公共施設 平成24年6月4日 第584号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市法蓮町80番5、82番3、82番5、83番及び84番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区堂島二丁目2番2号
ミサワホーム近畿株式会社 代表取締役 横田純夫
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路
奈良市法蓮町82番3の一部及び83番の一部
- (2) 調整池
奈良市法蓮町82番3の一部及び82番5の一部
- (3) 公園
奈良市法蓮町82番3の一部
- (4) 下水道

奈良市法蓮町82番3の一部及び83番の一部
(平成24年6月4日掲示済)

奈良市告示第356号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年6月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年6月4日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表

(平成24年6月4日掲示済)

奈良市告示第357号

平成24年6月12日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成24年6月5日

奈良市長 仲川元庸
(平成24年6月5日掲示済)

奈良市告示第358号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたの

奈良市公報

平成24年7月1日
(日曜日)

第282号

で、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成24年6月5日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成24年6月5日掲示済)

奈良市告示第359号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年6月5日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年6月5日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺
及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年6月5日掲示済)

奈良市告示第360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年6月6日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成23年12月16日 奈良市指令都整開 第11A-33号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成24年6月1日 第1301号

公共施設 平成24年6月1日 第583号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園中三丁目1542番42及び1542番398

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京田辺市田辺狐川30番地2

村雲 裕成

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市学園中三丁目1542番42の一部及び1542番398

(2) 下水道

奈良市学園中三丁目1542番42の一部及び1542番398
の一部

(平成24年6月6日掲示済)

奈良市告示第361号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年

奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年6月7日

奈良市長 仲川元庸

名称	代表者氏名	所在地	指定日
村瀬設備工業所	村瀬 治男	京都府相楽郡精華町 大字祝園小字大池22 - 4	平成24年 6月6日

(平成24年6月7日掲示済)

奈良市告示第362号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年6月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年6月7日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJ R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年6月7日掲示済)

奈良市告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月8日

奈良市長 仲川元庸

施術所の名称	施術所の所在地	指定施術者の氏名	指定期年月日
		施術の種類	
宮原 健		柔道整復	平成24年 4月30日
まつだ鍼灸整骨院 (宮原 健)	奈良県奈良市西 登美ヶ丘三丁目 18-8 フラワー ビル 1F		

(平成24年6月8日掲示済)

奈良市告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月8日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定期年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
星 順子		あんま	平成24年5月28日
株式会社フレアス(星 順子)	奈良県奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル305号		
内山 純		あんま	平成24年5月28日
株式会社フレアス(内山 純)	奈良県奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル305号		

(平成24年6月8日掲示済)

奈良市告示第365号

奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年6月8日

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成17年奈良市告示第679号)の一部を次のように改正する。

第8条中「介護福祉課」を「長寿福祉課」に改める。

附 則

この告示は、平成24年6月8日から施行し、この告示による改正後の奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱は、同年4月1日から適用する。

(平成24年6月8日掲示済)

奈良市告示第366号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成24年6月8日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	
申請者氏名	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部俊則	
道路の位置	奈良市四条大路南町582番16の一部	
道路の幅員	最大4.99m 最小4.99m	
道路の延長	0.26m	

指定年月日	平成24年6月8日
指定番号	第24002号

(平成24年6月8日掲示済)

奈良市告示第367号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 名称
石木町自治会
- 2 規約に定める目的
石木町内(以下「町内」という。)の発展、福祉及び安全で安心なまちづくりを推進するとともに、町内住民の親睦と融和を図ることを目的として、石木町自治会(以下「本会」という。)を組織する。
- 3 区域
奈良市石木町の区域

- 4 事務所
奈良市石木町342番地の1
- 5 代表者の氏名及び住所
吉田 善雄
奈良市石木町375番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし
- 7 代行者の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
 - (1) 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。
 - (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の三分の2以上の承諾を得なければならない。
- 9 認可年月日
平成24年6月8日

(平成24年6月8日掲示済)

奈良市告示第368号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年6月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	奈良診療所使用料 奈良診療所手数料

株式会社 ニチイ学館
代表取締役 齊藤 正俊

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成24年6月1日から	奈良診療所使用料
平成25年3月31日まで	奈良診療所手数料

(平成24年6月8日掲示済)

奈良市告示第369号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第48条第1項、第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1項第1号、第93条第1項、第115条の10第1項第1号の規定により公示します。
平成24年6月11日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105504	〒630-8104 奈良市奈良阪町167	ル・エンゲージなかがわ3番館	〒630-8104 奈良市奈良阪町167	社会福祉法人 中川会	平成24年6月11日

(平成24年6月11日掲示済)

止区域

以下省略

(平成24年6月11日掲示済)

奈良市告示第370号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年6月11日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年6月11日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁

2 指定事業者（指定有効期限 平成25年3月31日）

奈良市告示第371号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第15条第1項により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなされた事業者を次のとおり告示する。

平成24年6月11日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 平成24年4月1日

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類
	名称	住所	名称	住所	
2930100017	なら山産業株式会社	奈良県奈良市佐保台三丁目902-217	ばくのゆめ	奈良県奈良市法華寺町82-2	地域移行支援 地域定着支援
2930100025	社会福祉法人寧楽ゆいの会	奈良県奈良市菅原町48	相談支援事業所 歩っこ	奈良県奈良市三条町512-3 カーサフクムラ202	地域移行支援 地域定着支援
2930100033	医療法人平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7-1	相談支援事業所リベルテ	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5-53	地域移行支援 地域定着支援
2930100041	株式会社まごころ福祉	奈良県奈良市中山町西四丁目535-526	株式会社まごころ福祉 鶴舞事業所	奈良県奈良市鶴舞東町1-44	地域移行支援 地域定着支援
2930100058	医療法人財団北林厚生会	奈良県奈良市六条西四丁目6-3	相談支援事業所 夢	奈良県奈良市六条西四丁目6-3	地域移行支援 地域定着支援
2930100074	社会福祉法人ならやま会	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	障がい者生活支援センターこすもす	奈良県奈良市今在家町3	地域移行支援 地域定着支援
2930100082	社会福祉法人あゆみの会	奈良県奈良市秋篠町1381-1	サポートシステムあゆみ	奈良県奈良市秋篠町1381-1	地域移行支援 地域定着支援

2930100090	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	奈良県奈良市三条大路一丁目9-10	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会奈良事業所	奈良県奈良市三条大路一丁目9-10	地域移行支援地域定着支援
2930100108	特定非営利活動法人わかくさもえぎ	奈良県奈良市六条一丁目1-1	相談支援事業所もえぎ	奈良県奈良市左京一丁目18-22	地域移行支援地域定着支援
2930100116	社会福祉法人わたぼうしの会	奈良県奈良市六条西三丁目25-4	たんぽぽ生活支援センター	奈良県奈良市六条西三丁目25-4	地域移行支援地域定着支援
2930100124	社会福祉法人こぶしの会	奈良県奈良市古市町529-4	支援センターふゅーちゃー	奈良県奈良市古市町529-1	地域移行支援地域定着支援
2930100132	社会福祉法人東大寺福祉事業団	奈良県奈良市雜司町406-1	東大寺福祉療育病院	奈良県奈良市雜司町406-1	地域移行支援地域定着支援
2930100140	社会福祉法人青葉仁会	奈良県奈良市杣ノ川町50-1	社会福祉法人青葉仁会	奈良県奈良市杣ノ川町50-1	地域移行支援地域定着支援
2930100157	有限会社オネスティ	奈良県奈良市古市町74-37	訪問介護ステーションオネスティ	奈良県奈良市西木辻町146-5 ハートフル21 102	地域移行支援地域定着支援
2930100165	有限会社ケアサービスわかくさ	奈良県奈良市東九条町704-11	ケアサービスわかくさ	奈良県奈良市南京終町三丁目437-14	地域移行支援地域定着支援
2930100173	有限会社安心ライフ	奈良県奈良市秋篠早月町10-10 三和マンションA-110	有限会社安心ライフ	奈良県奈良市秋篠早月町10-10 三和マンションA-110	地域移行支援地域定着支援
2930100181	有限会社ヤマキ代務サービス	奈良県奈良市南城戸町28	ライサポ介護支援センター	奈良県奈良市南京終町三丁目397-2	地域移行支援地域定着支援
2930100207	特定非営利活動法人みつわ会	奈良県奈良市北永井町372 (株)奈良事務機別館106	みつわ会ケアセンター	奈良県奈良市北永井町372 (株)奈良事務機別館106	地域移行支援地域定着支援
2930100215	有限会社高野	奈良県奈良市高畠町636-1	はっぴい	奈良県奈良市杉ヶ町57-2-102	地域移行支援地域定着支援
2930100223	社会福祉法人バルツァ事業会	奈良県奈良市鹿野園町1000-1	重症心身障害児学園・病院バルツァ・ゴーデル	奈良県奈良市鹿野園町1000-1	地域移行支援地域定着支援
2930100231	有限会社キョウワ	京都府木津川市州見台八丁目4-26	ハーモニーケアサービス	奈良県奈良市西木辻町119-4-102	地域移行支援地域定着支援
2930100249	社会福祉法人宝山寺福祉事業団	奈良県生駒市元町二丁目14-8	仔鹿園相談支援センター	奈良県奈良市古市町1-2	地域移行支援地域定着支援
2930100256	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	奈良県奈良市三条大路一丁目9-10	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会総合福祉センター事業所	奈良県奈良市左京五丁目3-1	地域移行支援地域定着支援
2930100264	医療法人岡谷会	奈良県奈良市西木辻町200	岡谷会ホームヘルプステーション	奈良県奈良市西木辻町200	地域移行支援地域定着支援
2930100272	有限会社やまびこ	奈良県奈良市朱雀五丁目3-10	グットライフ	奈良県奈良市朱雀五丁目3-10	地域移行支援地域定着支援
2930100280	合同会社南都介援隊	奈良県奈良市高天市町22-1 高天センター2階15号室	相談支援センターほくと	奈良県奈良市高天市町22-1 高天センター2階15号室	地域移行支援地域定着支援

奈良市公報

平成24年7月1日
(日曜日)

第282号

(平成24年6月11日掲示済)			項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止しました。 平成24年6月11日			
奈良市告示第372号			奈良市長 仲川元庸			
障害者自立支援法(平成17年法律第123号) 第29条第1 2 廃止事業者			1 廃止年月日 平成24年5月31日			
事業所番号	事業者			事業所		
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所
2910101209	SEED PLANNING 合同会社	630-8244	奈良県奈良市三条町606-103	うたたん	631-0078	奈良県奈良市富雄元町一丁目22-12 タワー・ア・ラ・モード501
2910101209	SEED PLANNING 合同会社	630-8244	奈良県奈良市三条町606-103	うたたん	631-0078	奈良県奈良市富雄元町一丁目22-12 タワー・ア・ラ・モード501
2910101209	SEED PLANNING 合同会社	630-8244	奈良県奈良市三条町606-103	うたたん	631-0078	奈良県奈良市富雄元町一丁目22-12 タワー・ア・ラ・モード501
2910101209	SEED PLANNING 合同会社	630-8244	奈良県奈良市三条町606-103	うたたん	631-0078	奈良県奈良市富雄元町一丁目22-12 タワー・ア・ラ・モード501
(平成24年6月11日掲示済)			項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。 平成24年6月11日			
奈良市告示第373号			奈良市長 仲川元庸			
障害者自立支援法(平成17年法律第123号) 第29条第1 2 指定事業者			1 指定年月日 平成24年6月1日			
事業所番号	事業者			事業所		
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所
2910100789	医療法人平和会	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7-1	とみお診療所 ホームヘルプステーション	631-0061	奈良県奈良市三碓二丁目1-6
2910101779	株式会社 ai	630-8133	奈良県奈良市大安寺一丁目17-13	訪問介護ステーション りべ	630-8451	奈良県奈良市北之庄町736番地の1 奈良事務機ビル本館1F
2910101779	株式会社 ai	630-8133	奈良県奈良市大安寺一丁目17-13	訪問介護ステーション りべ	630-8451	奈良県奈良市北之庄町736番地の1 奈良事務機ビル本館1F
2920100175	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市杣ノ川町50-1	すこやかホーム	632-0112	奈良県奈良市針ヶ別所町1601-1
2910101761	特定非営利活動法人 Msねっと	630-8244	奈良県奈良市三条町606番地の103	うたたん	631-0078	奈良県奈良市富雄元町一丁目22-12タワー・ア・ラ・モード501
2910101761	特定非営利活動法人 Msねっと	630-8244	奈良県奈良市三条町606番地の103	うたたん	631-0078	奈良県奈良市富雄元町一丁目22-12タワー・ア・ラ・モード501
2910101761	特定非営利活動法人 Msねっと	630-8244	奈良県奈良市三条町606番地の103	うたたん	631-0078	奈良県奈良市富雄元町一丁目22-12タワー・ア・ラ・モード501

2910101761	特定非営利活動法人 Ms ねotto	630-8244	奈良県奈良市三条町606番地の103	うたたん	631-0078	奈良県奈良市富雄元町一丁目22-12タワー・ア・ラ・モード501	同行援護
------------	--------------------	----------	--------------------	------	----------	----------------------------------	------

(平成24年6月11日掲示済)

奈良市告示第374号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年6月12日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年6月12日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年6月12日掲示済)

奈良市告示第375号

平成24年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条

例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年6月12日

奈良市長 仲川元庸

1 この納税通知書の発送年月日

平成24年4月10日（税制改正対象分は4月19日）

2 この公示送達により変更する納期限

変更前 第1期 平成24年5月1日

変更後 第1期 平成24年7月2日

3 送達を受けるべき者

省略

(平成24年6月12日掲示済)

奈良市告示第376号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定しましたので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示します。

平成24年6月12日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第377号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月13日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
まったく整形外科	奈良県奈良市右京一丁目3-4	平成24年4月30日
高の原すずらん内科	奈良県奈良市右京一丁目3-4	平成24年4月30日
福岡歯科医院	奈良県奈良市鍋屋町37	平成24年4月30日
岡井歯科医院	奈良県奈良市神殿町635-	平成24年

	1	5月8日
薬局タケダ左京店	奈良県奈良市左京二丁目3-1	平成22年6月1日

(平成24年6月13日掲示済)

奈良市告示第378号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年6月13日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人全翔会 まったく整形外科	奈良県奈良市右京一丁目3-4	平成24年5月1日
医療法人栄仁会 高の原すずらん内科	奈良県奈良市右京一丁目3-4	平成24年5月1日

藤本歯科口腔外科クリニック	奈良県奈良市五条西一丁目6-3	平成24年6月1日
---------------	-----------------	-----------

(平成24年6月13日掲示済)

奈良市告示第379号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。

平成24年6月13日

奈良市長 仲川元庸

1 変更の年月日

平成24年6月13日

2 街区の区域

(1) 大森西町の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

(2) 宝来四丁目的一部

別図3を別図4に示すとおり変更します。

別図1から別図4まで省略

(平成24年6月13日掲示済)

奈良市告示第380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月14日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名	施術の種類	指定期間
施術所の名称	施術所の所在地	
村田 望	あんま	平成24年5月31日
村田望奈良出張所（村田 望）	奈良県奈良市学園朝日町12-24 飛鳥荘208号室	

(平成24年6月14日掲示済)

奈良市告示第381号

奈良市職員健康診断等助成金交付要綱を次のように定める。

平成24年6月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員健康診断等助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、奈良市職員の健康を保持増進し、公務能率の向上を図るため、人間ドックを受診し、又はインフルエンザ予防ワクチンを接種した者に対し、奈良市職員健康診断等助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象職員）

第2条 助成金の交付対象となる職員は、奈良県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合の組合員である奈良市職員（ただし、奈良市水道局職員又は教員を除く。以下「対象職員」という。）とする。

（助成対象費用及び助成金の額）

第3条 助成金の対象となる費用及び金額は、次の各号のとおりとし、いずれの助成も対象職員1人に対し、同一年度内に1回限りとする。

(1) 対象職員が、奈良県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合が実施する人間ドック（以下「人間ドック」という。）を受診し、検査機関で自己負担した費用。ただし、その額が10,000円を超える場合は、10,000円とする。

(2) 対象職員が、医療機関が実施するインフルエンザ予防ワクチンの接種（以下「インフルエンザ予防接種」という。）を受け、当該医療機関で自己負担した費用。ただし、その額が2,000円を超える場合は、2,000円とする。

（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする対象職員（以下「申請者」という。）は、奈良市職員健康診断等助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 人間ドック受診に係る助成金においては、領収書（申請者の氏名及び人間ドック受診の事実などが明記されているもの）及び人間ドックの検査結果書の写し

(2) インフルエンザ予防接種に係る助成金においては、領収書（申請者の氏名及びインフルエンザ予防接種の事実などが明記されているもの）

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかにこれを審査し、助成金の交付の可否を決定し、奈良市職員健康診断等助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第6条 前条の通知を受けた申請者は、速やかに奈良市職員健康診断等助成金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第7条 助成金の交付は、前条の規定により助成金の交付を請求した申請者の指定する口座に入金する方法で行う。（交付の取消し）

第8条 市長は、申請者が偽りその他の不正の手段により助成金を受けたときは、交付決定を取り消し、その全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附則

この告示は、平成24年6月14日から施行し、同年6月1日から適用する。

別記

第1号様式（第4条関係）

奈良市職員健康診断等助成金交付申請書		年　　月　　日
奈良市長		
所　属 氏　名 (職員番号　　)		
奈良市職員健康診断等助成金の交付を受けたいので、奈良市職員健康診断等助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。		
記		
助成金の名称	<input type="checkbox"/> 人間ドック受診助成金 <input type="checkbox"/> インフルエンザ予防接種助成金	
検査機関又は医療機関名		
検査日又は受診日	年　　月　　日	
交付申請額	円	

- 添付書類 (1) 人間ドック受診助成の場合は、領収書（申請者の氏名及び人間ドック受診の事実などが明記されているもの）及び検査結果書の写し
(2) インフルエンザ予防接種助成の場合は、領収書（申請者の氏名及びインフルエンザ予防接種の事実などが明記されているもの）

注) 交付申請額については、奈良市職員健康診断等助成金交付要綱第3条に基づき記入のこと。

第2号様式（第5条関係）

奈良市職員健康診断等助成金交付決定通知書		年　　月　　日
所　属 氏　名	様	
奈良市長		
年　　月　　日付けで申請のあった奈良市職員健康診断等助成金の交付については、奈良市職員健康診断等助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。		
記		
助成金の名称	<input type="checkbox"/> 人間ドック受診助成金 <input type="checkbox"/> インフルエンザ予防接種助成金	
交付決定額	円	

奈良市長	年 月 日	印
所 氏 名	属 名	
奈良市職員健康診断等助成金交付請求書		
年 月 日付けで交付決定の通知のあった奈良市職員健康診断等助成金の交付を下記のとおり請求します。		
記		
助成金の名称	<input type="checkbox"/> 人間ドック受診助成金 <input type="checkbox"/> インフルエンザ予防接種助成金	円
交付請求額		

(平成24年6月14日掲示済)

奈良市告示第382号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年6月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路改良工事（西千代ヶ丘三丁目地内・中町線）ほか29件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない

者であること。

- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。（特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格）
2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準を全て満たすものであること。
 - (1) 平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。
 - (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
 - ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）
 - (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - (ウ) 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

- イ 代表者以外の構成員（1名以上専任で配置）
 (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 (イ) 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 (ウ) 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所 入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

（平成24年6月15日掲示済）

奈良市告示第383号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。

平成24年6月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 芝辻増強幹線築造工事（公1）及び油阪佐保山線街路改良工事
- (2) 工事場所 奈良市芝辻町一丁目～法蓮町地内
- (3) 工期 契約の日から平成27年3月20日まで
- (4) 工事概要 下水道工事 L=1420m
街路改良工事 L=58.4m
- (5) 予定価格 767,345千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 調査基準モデル型算出価格 634,647千円（消費税

及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者のうち、土木一式工事の資格を有する建設業者2社又は3社による特定建設工事共同企業体であって、その構成員が次の条件に定める基準をすべて満たすこと。

(1) 代表者（1者）

ア 奈良市内に営業所（建設業法第3条の規定によるものであって、かつ、当該営業所が本市における入札参加資格を有する者に限る。以下同じ。）を有していること。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における土木一式工事の総合評定値が、1,200点以上であること。

ウ 平成9年度以降（過去15年間）に元請として単独又は特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）としてシールド工法による下水道工事の施工実績を有する者

エ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できること。

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(2) 代表者以外の共同企業体構成員（1社又は2社）

ア 奈良市内に本店を有し、平成24年度の競争入札参加資格土木一式工事の等級が「A」に格付されていること。

イ 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に1名以上専任で配置できること。

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(3) 全構成員

(ア) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ウ) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(4) 技術提案書の提出 入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図書等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア、イの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。 ア 施工計画について イ 企業の施工能力等について	
3 設計図書等を示す日時及び場所 (1) 日時 平成24年6月15日から平成24年8月27日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）	
(2) 場所 奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札登録業者は、電子入札システムからダウンロードできます。また、CDによる貸出しも行います。）	
4 開札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成24年8月28日 午前9時30分	
以下省略 (平成24年6月15日掲示済)	

奈良市告示第384号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。

平成24年6月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 三条線（上三条工区・三条工区）街路改良工事及び公共下水道築造工事（単2）
- (2) 工事場所 奈良市上三条町～三条町地内
- (3) 工期 契約の日から平成25年3月29日まで
- (4) 工事概要 街路改良工事一式
街路改良附帯工事一式
下水道築造工事一式
- (5) 予定価格 369,619千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 調査基準モデル型算出価格 308,307千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その構成員が次の各号に定める基準をすべて満たしているものであること。

- (1) 平成24年度において本市が発注する建設工事の請負

(4) 技術提案書の提出 契約に係る一般競争入札参加資格者であること。	
(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。	
(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。 ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置） (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。 (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。	
イ 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置） (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 (イ) 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。 (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。	
(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。	
(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。	
(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中にないこと。	
(7) 技術提案書の提出 入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。 ア 施工計画について イ 企業の施工能力等について	
3 設計図書等を示す日時及び場所 (1) 日時 平成24年6月15日から平成24年8月3日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）	
(2) 場所 奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）	
4 開札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成24年8月6日 午前9時30分	
以下省略 (平成24年6月15日掲示済)	
奈良市告示第385号	

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年6月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市公共下水道事業等公営企業会計移行関連業務委託
- (2) 業務場所 奈良市高樋町地内他（精華地区浄化センター他）
- (3) 業務期間 契約の日から平成26年3月31日までとする。
- (4) 業務概要 公営企業会計移行関連業務（平成24年度）一式
公営企業会計移行関連業務（平成25年度）一式

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量又は建設コンサルタントの登録があり、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 奈良市内に本店又は営業所（当該営業所が本市における入札参加資格を有する者に限る。）を有していること。
- (2) 人口規模30万人以上の自治体での公共下水道事業等公営企業法適用に係る固定資産台帳作成業務及び公営企業会計移行関連業務の受託実績を有する者であること。
- (3) 測量士、測量士補の合計が30名以上在籍する者であること。
- (4) 空間情報総括監理技術者の資格を持つ技術者が在籍すること。
- (5) 当該業務に次の技術者を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）
 - ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
 - イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
- (6) ISO27001情報セキュリティマネジメントシステム及びJISQ15001個人情報保護マネジメントシステムの公的認証を有する者であること。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

（1）日時

平成24年6月15日から平成24年7月26日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（2）場所

奈良市総務部契約室契約課（仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 設計図書等に関する質問

(1) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。

ア 提出日時 平成24年7月2日（月）午前9時から午後4時まで

イ 提出場所 奈良市建設部下水道室下水道総務課
電話 0742-34-5248

ウ 持参により提出してください。郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

ア 平成24年7月10日（火）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）

イ 場所 (1)イに同じ

5 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年7月27日 午前9時30分

以下省略

（平成24年6月15日掲示済）

奈良市告示第386号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により北之庄町第二自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月15日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容（一回目）

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	百木慶三 奈良市北之庄町53番地の2 若草マンション510号	堤隆幸 奈良市北之庄町53番地の2 若草マンション215号

変更の年月日 平成24年2月14日

2 変更があった事項及びその内容（二回目）

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	堤隆幸 奈良市北之庄町53番地の2 若草マンション215号	杉本博行 奈良市北之庄町53番地の2 若草マンション106号

変更の年月日 平成24年5月27日

（平成24年6月15日掲示済）

奈良市告示第387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告

示します。

平成24年6月15日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人ひまわり会 ひまわりクリニック	奈良県奈良市右京一丁目4番	居宅 通所リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション	平成24年6月1日 平成24年6月1日
医療法人ひまわり会	奈良県奈良市右京一丁目4番		

(平成24年6月15日掲示済)

公営企業

奈良市水道局告示第19号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年6月1日

奈良市水道事業管理者
職務代理人 業務部長 中林 哲彦

1 入札に付する事項

造園、奈良市大柳生町地内他10箇所（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成24年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年6月1日掲示済)

奈良市水道局告示第20号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、宿日直窓口収納業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成24年6月1日

奈良市水道事業管理者
職務代理人 業務部長 中林 哲彦
宿日直窓口収納業務を委託する者

奈良市芝辻町四丁目6-2

南都ビルサービス株式会社

代表取締役 田畠 晴敏

（委託期間） 平成24年6月1日～平成27年5月31日

（委託場所） 奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局

(平成24年6月1日掲示済)

奈良市水道局告示第21号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年6月1日

奈良市水道事業管理者

職務代理者 業務部長 中林 哲彦			
名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日
株式会社 SUITTO	代表取締役 磯貝 真次	大阪府摂津市鳥飼八 防二丁目11番7号	平成24年 5月25日

(平成24年6月1日掲示済)

奈良市水道局告示第22号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年6月6日

奈良市水道事業管理者

職務代理者 業務部長 中林 哲彦

名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日
ユニスイ	代表 鶴田 祐司	奈良県香芝市旭ヶ丘 二丁目17番地の18	平成24年 5月31日

(平成24年6月6日掲示済)

奈良市水道局告示第23号

奈良市水道局職員等健康診断等助成金交付要綱を次のように定める。

平成24年6月14日

奈良市水道事業管理者

職務代理者 業務部長 中林 哲彦

奈良市水道局職員等健康診断等助成金交付要綱
(目的)

第1条 この要綱は、奈良市水道局職員等の健康を保持増進し、公務能率の向上を図るため、人間ドックを受診し、又はインフルエンザ予防ワクチンを接種した者に対し、奈良市水道局職員等健康診断等助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 助成金の交付対象となる職員は、奈良県市町村職員共済組合の組合員である奈良市水道事業管理者（以下「管理者」という。）及び奈良市水道局職員（以下「対象職員」という。）とする。

(助成対象費用及び助成金の額)

第3条 助成金の対象となる費用及び金額は、次の各号のとおりとし、いずれの助成も対象職員1人に対し、同一年度内に1回限りとする。

- (1) 対象職員が、奈良県市町村職員共済組合が実施する人間ドック（以下「人間ドック」という。）を受診し、検査機関で自己負担した費用。ただし、その額が10,000円を超える場合は、10,000円とする。
- (2) 対象職員が、医療機関が実施するインフルエンザ予防ワクチンの接種（以下「インフルエンザ予防接種」という。）を受け、当該医療機関で自己負担した費用。

ただし、その額が2,000円を超える場合は、2,000円とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする対象職員（以下「申請者」という。）は、奈良市水道局職員等健康診断等助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 人間ドック受診に係る助成金においては、領収書（申請者の氏名及び人間ドック受診の事実などが明記されているもの）及び人間ドックの検査結果書の写し
- (2) インフルエンザ予防接種に係る助成金においては、領収書（申請者の氏名及びインフルエンザ予防接種の事実などが明記されているもの）

(交付決定等)

第5条 管理者は、前条の申請を受理したときは、速やかにこれを審査し、助成金の交付の可否を決定し、奈良市水道局職員等健康診断等助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
(交付請求)

第6条 前条の通知を受けた申請者は、速やかに奈良市水道局職員等健康診断等助成金交付請求書（別記第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 助成金の交付は、前条の規定により助成金の交付を請求した申請者の指定する口座に入金する方法で行う。
(交付の取消し)

第8条 管理者は、申請者が偽りその他の不正の手段により助成金を受けたときは、交付決定を取り消し、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、その都度管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年6月14日から施行し、同年6月1日から適用する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年　月　日

奈良市水道局職員等健康診断等助成金交付申請書

(あて先)

奈良市水道事業管理者

所　属

氏　名

印

(職員番号)

奈良市水道局職員等健康診断等助成金の交付を受けたいので、奈良市水道局職員等健康診断等助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

助成金の名称	<input type="checkbox"/> 人間ドック受診助成金 <input type="checkbox"/> インフルエンザ予防接種助成金
検査機関又は医療機関名	
検査日又は受診日	年　月　日
交付申請額	円

- 添付書類 (1) 人間ドック受診助成の場合は、領収書（申請者の氏名及び人間ドック受診の事実などが明記されているもの）及び検査結果書の写し
(2) インフルエンザ予防接種助成の場合は、領収書（申請者の氏名及びインフルエンザ予防接種の事実などが明記されているもの）

注) 交付申請額については、奈良市水道局職員等健康診断等助成金交付要綱第3条に基づき記入のこと。

第2号様式（第5条関係）

年　月　日

奈良市水道局職員等健康診断等助成金交付決定通知書

所　属
氏　名　　様

奈良市水道事業管理者

年　月　日　付けで申請のあった奈良市水道局職員等健康診断等助成金の交付については、奈良市水道局職員等健康診断等助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

助成金の名称	<input type="checkbox"/> 人間ドック受診助成金 <input type="checkbox"/> インフルエンザ予防接種助成金
交付決定額	円

第3号様式(第6条関係)

奈良市水道局職員等健康診断等助成金交付請求書

年 月 日

(あて先)

奈良市水道事業管理者

所 属

氏 名

印

年 月 日付けで交付決定の通知のあった奈良市水道局職員等健康診断等助成金の交付を下記のとおり請求します。

記

助成金の名称	<input type="checkbox"/> 人間ドック受診助成金 <input type="checkbox"/> インフルエンザ予防接種助成金
交付請求額	円

【振込先】

(取引先コード)		金融機関名	本支店名	種別	口座番号 (右詰め、残りは「0」を記入)
区分	職員番号		支店		
	(4桁)		コード	コード	普通
2				1	

※普通=1

(平成24年6月14日掲示済)

奈良市水道局告示第24号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年6月15日

奈良市水道事業管理者

職務代理者 業務部長 中林 哲彦

1 入札に付する事項

送・配水管、奈良市東九条町地内ほか6件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成24年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できるこ

と。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

（平成24年6月15日掲示済）

奈良市水道局告示第25号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年6月15日

奈良市水道事業管理者

職務代理人 業務部長 中林 哲彦

名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日
福田設備	代表者 福田 拓記	奈良県生駒市小瀬町 898番地18	平成24年 6月12日

（平成24年6月15日掲示済）

1 選挙人名簿の抄本の閲覧

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成23年 4月18日	東京都渋谷区恵比寿1-13-6 社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」 の調査対象者名簿作成	藤原町の選挙人43人、東九条町の 選挙人28人、朱雀五丁目の選挙人 43人及び南京終町三丁目の選挙人 43人
平成23年 6月3日	東京都中央区銀座6-16-12 社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	「第17回統一地方選挙に関する 意識調査」の対象者抽出	元興寺町の選挙人18人
平成23年 6月20日	奈良市三条大路1-9-17 朝日新聞奈良総局長 寺西 淳	政治や選挙に関する世論調査の 対象者の抽出	第58投票区の選挙人11人
平成23年 7月19日	奈良市法華寺町141-1 読売新聞奈良支局長 滝北 岳	全国の有権者を対象に実施する 世論調査の調査対象者抽出	第26投票区及び第74投票区の選挙 人68人

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第11号

平成24年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成24年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

50分の1の数	6,017人
6分の1の数	50,140人
3分の1の数	100,280人

（平成24年6月2日掲示済）

奈良市選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、平成23年4月1日から平成24年3月31までの間ににおける本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次のとおり公表します。

平成24年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

平成23年 7月20日	東京都渋谷区恵比寿1-13-6 社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」の調査対象者名簿作成	北永井町、南永井町及び神殿町の選挙人43人、七条一丁目及び六条西三丁目の選挙人43人並びに平松一丁目及び五条畠一丁目の選挙人43人
平成23年 8月24日	奈良市法華寺町141-1 読売新聞奈良支局長 滝北 岳	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者抽出	第26投票区及び第74投票区の選挙人9人
平成23年 8月29日	東京都中央区銀座6-16-12 社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	「時事世論調査」の対象者抽出	五条西二丁目、六条西六丁目、青垣台三丁目及び菅野台の選挙人各18人、六条緑町一丁目及び六条緑町二丁目の選挙人18人並びに六条緑町三丁目の選挙人18人
平成23年 9月8日	東京都港区東新橋1-7-1 一般社団法人 共同通信社 社長 石川 聰	日本世論調査会の政治・選挙に関する面接世論調査の対象者抽出	第6投票区、第14投票区、第19投票区、第31投票区、第58投票区及び第74投票区の選挙人各12人
平成23年 9月26日	東京都渋谷区恵比寿1-19-15 社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」の調査対象者名簿作成	学園朝日元町一丁目、西大寺国見町二丁目、南京終町一丁目及び五条畠一丁目の選挙人各43人
平成23年 12月7日	奈良市法華寺町141-1 読売新聞奈良支局長 滝北 岳	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者の抽出	第11投票区及び第58投票区の選挙人68人
平成23年 12月19日	奈良市三条大路1-9-17 朝日新聞奈良総局長 寺西 淳	政治や選挙に関する世論調査の調査対象者の抽出	第8投票区の選挙人22人
平成23年 12月19日	東京都港区六本木6-9-1 株式会社 テレビ朝日 社長 早河 洋	ANN世論調査の対象者抽出	第61投票区及び第69投票区の選挙人195人
平成24年 1月12日	東京都八王子市東中野742-1 中央大学総合政策学部 荒井 紀一郎	研究室で実施する「地方自治と行政サービスについての世論調査」の調査対象者の抽出	第87投票区から第91投票区までの選挙人100人
平成24年 1月30日	東京都渋谷区恵比寿1-19-15 社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」の調査対象者名簿作成	西大寺北町三丁目の選挙人38人及び中登美ヶ丘四丁目の選挙人43人
平成24年 3月8日、9日、12日及び 13日	北村 拓哉	後援会名簿の作成、市政に対する要望の聞き取り	阿字万字町、油阪地方町、池之町、今御門町、小川町、奥子守町、鶴町、上三条町、漢国町、元林院町、北風呂町、北向町、北室町、光明院町、小西町、三条町、下三条町、下御門町、宿院町、勝南院町、高畠町（第14投票区）、高天町、高御門町、樽井町、中院町、角振町、角振新屋町、椿井町、鶴福院町、寺町、中筋町、中新屋町、鍋屋町、西城戸町、西寺林町、西御門町、登大路町、橋本町、花芝町、林小路町、馬場町、東城戸町、東寺林町、東向北町、東向中町、東向南町、不審ヶ辻子町、本子守町、坊

			屋敷町、大豆山町、大豆山突抜町、南市町、南城戸町、南中町、南風呂町、餅飯殿町及び脇戸町の選挙人全件
平成24年3月22日	東京都中央区銀座6-16-12 一般社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	「時事世論調査」のための対象者抽出	西登美ヶ丘一丁目、西登美ヶ丘三丁目及び西登美ヶ丘五丁目から西登美ヶ丘八丁目までの選挙人各18人
平成23年6月3日、6日、7日、8日、9日、10日、13日及び14日	松岡 克彦	後援会名簿の作成	あやめ池南一丁目からあやめ池南八丁目まで、あやめ池北一丁目からあやめ池北三丁目まで、疋田町、疋田町一丁目から疋田町五丁目まで、若葉台一丁目から若葉台四丁目まで、学園南一丁目から学園南三丁目まで、西大寺本町、西大寺東町一丁目及び西大寺東町二丁目、西大寺北町一丁目から西大寺北町四丁目まで、西大寺新町一丁目及び西大寺新町二丁目、西大寺栄町、秋篠早月町、西大寺新池町、西大寺高塚町、西大寺宝ヶ丘、西大寺竜王町一丁目及び西大寺竜王町二丁目、秋篠町（第21投票区）、秋篠新町、秋篠三和町一丁目及び秋篠三和町二丁目、西大寺赤田町一丁目及び西大寺赤田町二丁目、敷島町一丁目及び敷島町二丁目、中山町、西大寺町、西大寺南町、青野町、横領町、西大寺小坊町、西大寺新田町、西大寺芝町一丁目及び西大寺芝町二丁目、西大寺野神町一丁目及び西大寺野神町二丁目並びに二条町一丁目から二条町三丁目までの選挙人全件
平成23年7月25日、27日、28日及び29日			
平成23年9月12日、13日、14日、15日及び16日			

2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧

該当なし

(平成24年6月2日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第9号

奈良市農業委員会平成24年6月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成24年6月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 吉村元志

1 日時

平成24年6月14日（木）午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (5) 水田利用転換届出について
- (6) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (8) 知事許可について（5月許可分）

(平成24年6月7日掲示済)